

別表第1 (その2)

請負工事成績評定考査項目別採点基準運用表

(監督の上司用1/2)

項 目	細 別	A~C(A:全数、B:1/2以上、C:その他)	D	E
1 施工体制	①施工体制一般	<p>(1) 施工計画書が綿密に検討され、かつ内容に創意工夫があった。</p> <p>(2) 配置技術者の責任・権限が明確で現場内調整や運営がスムーズであった。</p> <p>(3) 主任（監理）技術者のほか、作業別管理担当者を配置するなど、十分な施工体制であった。</p> <p>(4) 社内検査手法に独自の工夫をするなど、機能が十分発揮され、現場に反映されていた。</p> <p>(5) 現場従事者の休憩施設等労働環境に十分な配慮がなされた。</p> <p>(6) 建設業法で義務付けられている元請人及び下請人に関する施工体制台帳・施工体系図が良く整備されていた。</p>	<p>(1) 施工体制又は施工管理体制が不十分なため、監督員から文書により改善指示を行った。</p> <p>(2) 施工計画書・施工体制台帳・施工体系図に不備（台帳がない、下請け会社が台帳と違う。）があった。又は、現場の施工体制と不一致があったため、監督員から文書（変更施工計画書提出）により改善指示を行った。</p> <p>(3) 現場従事者の休憩施設等労働環境に問題があったため、監督員から文書により改善指示を行った。</p>	<p>(1) 入札前に申請した配置予定技術者を正当な理由なしに配置しなかった。</p> <p>(2) 入札前に申請した工事実績等が虚偽であった事実が判明した。</p> <p>(3) 建設業法に違反する一括下請けに該当する事実が判明した。</p> <p>(4) 監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>(5) 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</p> <p>(6) 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は継承を行った。</p> <p>(7) 労働基準法等に違反する使用人等の管理に関する事実が判明し、送検された。</p> <p>(8) その他契約図書に基づく施行上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。</p>

請負工事成績評定考査項目別採点基準運用表

(監督の上司用2/2)

項 目	細 別	A~C(A:全数、B:1/2以上、C:その他)	D	E
2 施工状況	② 工程管理	(1) 計画的な工程管理に努め、円滑な工事の進捗に努めた。 (2) 理由もなく夜間や休日等に作業することなく、余裕を持って工期内にしゅん功した。 (3) 自然条件等に起因する工程遅れに対して、工期延期を求めず、回復努力顕著であった。 (4) 現場条件の変更で大幅な設計変更が生じたが工期延期を求めず、鋭意努力し、所定の工期内にしゅん功した。 (5) 発注後、地元調整が難航し、一部着手出来ない期間が生じたが、鋭意努力し、所定の工期内にしゅん功した。	(1) 請負者の責めにより工期を延長し、遅延日数に応じた違約金の支払いが生じた。 (2) 自主的な工程管理がなされず(所定の工期内でのしゅん功は無理と見込まれ)監督員から文書により改善指示を行った。	(1) 工期的理由により、契約書第47条第1項第1号から第2号に基づく契約の解除を行った。
	③ 安全対策	(1) 安全管理体制を確立させ、社内パトロールや安全教育を励行するなど、発注者と相互協力のもと、効果的な安全意識の高揚を図った。 (2) 工事関係者による安全協議会を設けるなど、災害等緊急発生時での速やかな対応策が整っていた。 (3) 公衆・労働災害及び環境保全に対する事前調査を行う等、事故防止対策万全であった。 (4) 工事状況に応じた保安施設(注意・指示標識誘導柵等)が適正に設置されていた。 (5) 誘導員、監視員が適正に配置されていた。 (6) 使用機械・機器類の保守及び点検並びに使用資材の保管及び管理が万全であった。 (7) 足場、型枠支保工、山留工等仮設構造物に対して強度等安全性の確認を行う等適切な措置を講じた。 (8) 自然災害を予測し、事前に予防対策措置を講じるなどして損害を未然に防止した。	(1) 指名停止に至らない軽微な公衆損害事故又は工事関係者事故を生じさせたため、契約担当者等から書面で警告又は注意の喚起があった。 (2) 安全に関する現場管理又は防災体制が不適切で(安衛法・公衆災害防止要領・工事安全施工技術者指針・機械施工安全技術指等に違反し、安全対策等で労働基準監督署から指摘事項があり)監督員が文書により指示を行った。 (3) 過積載による違法運行があったため、監督員が文書により指示を行った。 (4) 臨機の措置が不適切又は工事監督員の指示に従わないため、災害等による損害を与えた。	(1) 安全管理の措置が不適切であったために、死亡者若しくは負傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。 (2) 過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕又は送検された。 (3) その他関連法令に違反する事実が判明し、逮捕又は送検された。